

契約書5-3約款削除について（建設工事）

※同じ番号の契約書をご使用ください。

この手引きで塗りつぶしている条項は、約款では見え消し線で削除済みです。

塗りつぶしていない条項については、受注工事の内容に合わせて約款の削除・加入をお願いします。

該当事項（条項）	記入内容及び修正内容	余白上部記入事項									
第10条第1項第2号	<p>1 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の場合（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号 (B) (C) 削除									
	<p>2 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000円）以上で下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）未満の場合又は下請の予定がない場合（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [専任の] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号 (B) (C) 削除									
	<p>3 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上で下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の場合、どちらかを選択（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号 (A) (C) 削除 第10条第1項第2号 (A) 削除									
第35条第4項	全文削除	第35条第4項全文削除									
第5項	全文削除	第35条第5項全文削除									
第6項	〔（第4項の～10分の6）〕〔（中間前払金の～次条において同じ。）〕〔（中間前払金の～次条において同じ。）〕を削除	第35条第6項114字削除									
第7項	〔（第4項の～3分の2）〕を削除	第35条第7項31字削除									
第38条第1項	<p>下の表を確認し、「工期中〇回」に記入すること</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払金求めない</th> <th>前払金求める</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額が500万円以上1000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>請負金額が1000万円以上</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		前払金求めない	前払金求める	請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回	請負金額が1000万円以上	3回	2回	
	前払金求めない	前払金求める									
請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回									
請負金額が1000万円以上	3回	2回									
第40条	全文削除	第40条全文削除									
第41条	全文削除	第41条全文削除									
第42条	全文削除	第42条全文削除									
第50条第2項第1号	〔若しくは中間前払金〕を削除	第50条第2項第1号9字削除									
第54条第3項	〔（第41条において準用する場合を含む。）〕 〔又は中間前払金〕〔及び中間前払金の額〕〔及び第42条〕〔及び中間前払金〕〔及び中間前払金額〕〔又は中間前払金〕を削除	第54条第3項61字削除									
第57条第9項	全文削除	第57条第9項全文削除									